
介護老人保健施設

I 概 要

- 介護老人保健施設・・・ 病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として都道府県知事の許可を受けたもの
 - ・ サテライト型小規模介護老人保健施設
 - ・・・ 当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の指定介護老人保健施設(本体施設)との密接な連携を確保(自動車等による移動が概ね 20 分以内の近距離、入所者の病状急変等に本体施設の医師等が適切に対応できる体制を採る)しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設
 - ・ 医療機関併設型小規模介護老人保健施設
 - ・・・ 病院又は診療所に併設(同一敷地内又は隣接する敷地において、サービスの提供、夜勤を行う職員の配置等が一体的に行われているもの)され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員 29 人以下の介護老人保健施設

Ⅱ 指 定 基 準

1 人 員 基 準

区 分	通常の介護老人保健施設 基 準	サテライト型小規模介護老 人保健施設	医療機関併設 型小規模介護 老人保健施設			
従業者	・原則として当該施設の職務に 専従					
		本体施設の種類				
		診療 所	病院	介護 医療院	老健	
医師	・常勤換算方法で、入 所者数を100で除 した数以上	★	★	★	★	★
薬剤師	・実情に応じた適当数					
看護又は介護職員	・常勤換算方法で、入所者数に対し3：1以上					
看護職員	・うち7分の2程度を標準					
介護職員	・うち7分の5程度を標準					
支援相談員	・1以上（常勤1人+100超部分常勤換算方 法で入所者数に対し100：1以上）				★	・実情に応じ た適当数
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	・常勤換算方法で、入所者数を100で除した 数以上				★	★
栄養士又は管理栄養士	・1以上（定員100未満の場 合は必置ではない）	★	★	★	★	★
介護支援専門員	・1以上 入所者数に対し 100：1を標準 ・常勤、原則として専従(入 所者の処遇に支障がなけ れば兼務可)	★ (介護 療養 型医 療施 設の 場合)		★	★	・実情に応じ た適当数
調理員、事務員、 その他の従業者	・実情に応じた適当数					
管理者	・常勤、専従。ただし、管理業務に支障がない場合は、同一敷地内 の他の事業所等に従事可 ・知事の承認を受けた医師					

★ のついている欄の従業者については、本体施設（サテライト型の場合は老健、病院又は診療所、医療機併設型の場合は医療機関）の職員により当該小規模老健施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、置かないことができます。

《留意事項》

【医師】

- 1 常勤医師 1 人以上の配置が必要であるので、定員 100 人未満であっても常勤医師 1 人の配置を確保しなければなりません。
ただし、複数の医師が勤務をする形態であり、このうち 1 人の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、常勤の医師 1 人とあるのは、常勤換算で医師 1 人として差し支えありません。
- 2 介護医療院又は病院若しくは診療所と併設されている場合で、医師について介護老人保健施設の人員基準を満たす余力がある場合については、必ずしも常勤医師の配置は必要ではありません。
この場合、(非常勤的に)老健施設に勤務する複数の医師の勤務延時間数が基準に適合していれば差し支えありませんが、そのうち 1 人は入所者全員の病状等を把握し施設全体の管理責任を持つ者としなければなりません。

【サテライト型小規模老人保健施設等に配置する医師】

サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であって、入所者の処遇が適切に行われると認めるときは、これを置かないことができます。

【薬剤師】

入所者の数を 300 で除した数以上が標準です。

【看護又は介護職員】

直接入所者の処遇にあたる職員であるので、当該施設の職務に専従する常勤職員でなければなりません。

ただし、業務繁忙時に多数の職員を配置する等により業務の円滑化が図られる場合及び併設事業所の職務に従事する場合は、次の 2 つの条件を満たす場合に限り、その一部に非常勤職員を充てても差し支えありません。

- ① 常勤である看護及び介護職員が人員基準により算定される員数の 7 割程度確保されていること。
- ② 非常勤を充てる場合の勤務時間数が常勤を充てる場合の勤務時間数以上であること。(併設事業所の職務に従事する場合は、併設事業所の職務に従事する時間は介護老人保健施設の看護・介護職員の常勤換算方法における勤務延時間数に含まれません。)

【支援相談員】

保健医療及び社会福祉に関する相当な学識経験を有し、次に掲げるような入所者に対する各種支援及び相談の業務を行うのにふさわしい常勤職員を充てる必要があります。

- ① 入所者及び家族の処遇上の相談
- ② レクリエーション等の計画、指導
- ③ 市町村との連携
- ④ ボランティアの指導

【サテライト型小規模介護老人保健施設等に配置する支援相談員】

医療機関併設型小規模老人保健施設における支援相談員は、当該施設の入所者に対する

サービス提供が適切に行われると認められる場合にあっては、実情に応じた適当数でよいこととします。

サテライト型小規模老人保健施設においては、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設に限る。）に配置されている支援相談員によるサービス提供が、当該本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。

【理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士】

介護老人保健施設の入所者に対するサービスの提供時間帯以外の時間において指定訪問リハビリテーションのサービスの提供に当たることは差し支えありませんが、介護老人保健施設の常勤換算方法における勤務延時間数に、指定訪問リハビリテーションに従事した勤務時間は含まれません。

【サテライト型小規模介護老人保健施設等に配置する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士】

サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設に限る。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士によるサービス提供が、当該本体施設又は併設介護医療院又は病院若しくは診療所及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。

【栄養士又は管理栄養士】

入所定員 100 人以上の場合は、常勤職員 1 人を配置しなければなりません。同一敷地内にある病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合には、兼務職員であっても差し支えありません。

なお、100 人未満の施設においても常勤職員の配置に努めてください。

【サテライト型小規模介護老人保健施設等に配置する栄養士又は管理栄養士】

サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設、療養床数 100 以上の介護医療院及び病床数 100 以上の病院に限る。）又は医療機関併設型小規模介護老人保健施設の併設介護医療院又は病院若しくは診療所に配置されている栄養士又は管理栄養士による栄養管理が、当該本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設等の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。

【介護支援専門員】

1 介護支援専門員は、常勤・専従の者を 1 人以上配置するものであり、入所者 100 未満であっても 1 人は置かなければなりません。

また、入所者に対し 100:1 を標準とし 100 の端数を増すごとに増員することが望ましいですが、増員に係る介護支援専門員は非常勤であっても差し支えありません。

2 入所者の処遇に支障がない場合は、当該施設の他の職務を兼務できます。この場合、介護支援専門員の配置基準を満たすと同時に、兼務する他の職務の常勤換算上も勤務時間を算入できます。

なお、居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められません。（増員に係る非常勤の介護支援専門員を除く）

【サテライト型小規模介護老人保健施設等に配置する介護支援専門員】

医療施設併設型小規模介護老人保健施設においては、当該施設の入所者に対するサービ

ス提供が適切に行われると認められる場合にあつては、実情に応じた適当数で構いません。

サテライト型小規模介護老人保健施設においては、サテライト型小規模介護老人保健施設と一体として運営される本体施設（介護老人保健施設、介護医療院（併設型小規模介護医療院を除く。）又は病院（指定介護療養型医療施設に限る。）に限る。）に配置されている介護支援専門員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型小規模介護老人保健施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができます。

【調理員、事務員等】

併設施設の職員との兼務や業務委託ができます。

【管理者】

管理者は、以下の場合であつて、管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができます。

- ① 当該介護老人保健施設の従事者としての職務に従事する場合
- ② 当該介護老人保健施設と同一敷地内にある他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であつて、特に当該老人保健施設の管理業務に支障がないと認められる場合
- ③ 当該介護老人保健施設が本体施設であつて、当該本体施設のサテライト型小規模介護老人保健施設、サテライト型特定施設である指定地域密着型特定施設又はサテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合
- ④ 当該介護老人保健施設がサテライト型小規模介護老人保健施設（当該本体施設と密接な連携を有するものに限る。）である場合であつて、当該サテライト型小規模介護老人保健施設の本体施設の管理者又は従業者としての職務に従事する場合

【専従】

その事業所における勤務時間帯を通じてその職務以外の職務に従事しないことをいい、常勤・非常勤の別は問いません。

【常勤換算方法】

その施設の従業者の勤務延時間数を「常勤従業者の勤務すべき時間数」で除して、常勤従業者の員数に換算することをいいます。ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（S47 法律 113）に基づく母性健康管理措置又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（H3 法律 76）に基づく所定労働時間の短縮措置が講じられている場合等は、30 時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たすものとして取り扱うことができます。

【入所者数】

前年度の平均値を用います。ただし、新たに事業を開始した場合は推定数を用います。

【常勤】

勤務時間数が事業所で定められている「常勤従事者の勤務時間（週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本）」に達していることをいいます。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている従業者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことができます。

同一事業所による併設事業所で、同時並行的に行われることが差し支えない職務に従事する場合については、それぞれの職務の勤務時間の合計が「常勤従業者の勤務時間」に達していれば常勤とみなされます。

2 施設及び設備基準

◇ 介護老人保健施設（従来型）

区 分	基 準
施設	
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・居室定員 4 人以下 ・1 人当たり 8 m²以上 ・地階に設置不可 ・1 以上の出入口は避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設置 ・寝台等を備える。 ・身の回り品を保管する設備を備える。 ・ナースコールの設置
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数×1 m² 以上 ・必要な器械、器具を備える。
談話室	<ul style="list-style-type: none"> ・談話を楽しめる広さ
食堂	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数×2 m² 以上
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・身体の不自由な者に適したもの（一般浴槽） ・入浴に介助を要する者に適したもの（特別浴槽）
レクリエーション・ルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な広さ、必要な設備を備える。
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごと設置
便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室のある階ごと設置 ・ブザー等、常夜灯の設置 ・身体の不自由な者が使用するのに適したもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・診察室、サービス・ステーション、調理室、洗濯室又は洗濯場、汚物処理室
構造設備	
建物構造	<ul style="list-style-type: none"> ・耐火建築物 ・2 階以上及び地階に療養室等を設けていない場合は、準耐火建築物でよい
エレベーター、階段等	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室等が 2 階以上にある場合は、屋内の直通階段及びエレベーターをそれぞれ 1 以上設置 ・療養室等が 3 階以上にある場合は、避難階段を 2 以上設置（直通階段を避難階段としての構造にする場合は、直通階段の数を避難階段の数に算入可） ・階段に手すりを設置
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は 1.8m 以上、中廊下は 2.7m 以上 ・手すりを設置 ・常夜灯設置
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消化設備等非常災害に際しての必要設備

●原則

- 1 施設及び構造設備については、建築基準法、消防法等の関係規定を遵守するとともに、日照、採光、換気等について十分考慮したものとし、入所者の保健衛生及び防災につき万全を期すこと。

- 2 施設的环境及び立地については、入所者の療養生活を健全に維持するため、ばい煙、騒音、振動等による影響を極力排除するとともに、交通、水利の便等を十分考慮すること。

《留意事項》

【施設基準】

- 1 機能訓練室、談話室、食堂及びレクリエーション・ルームを区画せず、一つのオープンスペースとすることは差し支えありませんが、全体の面積は各々の施設の基準面積を合算したもの以上としてください。
- 2 施設の兼用については、各々の施設の利用目的に沿い、サービスの提供に支障を来さない程度であれば差し支えありません。

【療養室】

療養室に洗面所を設置した場合に必要な床面積及び収納設備の設置に要する床面積は、基準面積に含めて差し支えありません。

また、ナース・コールについては、入所者の状況等に応じ、サービスに支障を来さない場合には、入所者の動向を検知できる見守り機器を設置することで代用することとして差し支えありません。

【談話室】

談話室には、入所者とその家族等が談話を楽しめるよう、ソファ、テレビその他の教養娯楽設備等を備えてください。

【浴室】

入浴に全面的な介助を必要とする者に必要な特別浴室については、その出入りに当たってストレッチャー等の移動に支障を生じないよう構造設備上配慮してください。

【診察室】

医師が診察を行うのに適切なものとしてください。

【サービス・ステーション】

療養室のある階ごとに療養室に近接して設けてください。

【調理室】

調理室には、食器等を消毒する設備、清潔に保管する設備並びに防虫・防鼠設備を設けてください。

【汚物処理室】

汚物処理室は、他の施設と区別された一定のスペースを有してください。

【施設の共用】

各施設は、当該介護老人保健施設の用に専ら供するものでなければなりません。介護老人保健施設と病院、診療所又は介護医療院、指定介護老人福祉施設等の社会福祉施設（「病院等」という。）とが併設（同一敷地内にある場合、公道を挟んで隣接する場合を含む。）する場合に限り、次の点に留意した上で、併設病院等との共用が可能です。

- ① 療養室の共用は認められない。

- ② ①以外の施設については、次の要件を満たした場合に共用を認める。
- ア 介護老人保健施設と併設病院等の双方の施設基準を満たしている場合
 - イ 介護老人保健施設の余力及びサービス提供のための施設の使用計画からみて、双方の施設の入所者の処遇に支障がないと認められる場合
- ③ 共用する施設についても介護老人保健施設としての許可を与えることとなるので、例えば、併設の病院と施設を共用する場合には、その共用施設については医療法上の許可と介護老人保健施設の許可とが重複するものであること。

【その他】

- 1 床面積を定めない施設については、各々の機能を十分に発揮し得る適当な広さを確保するよう配慮してください。
- 2 焼却炉、浄化槽その他の汚物処理設備及び便槽を設ける場合は、療養室、談話室、食堂及び調理室から相当の距離を隔てて設けてください。
- 3 薬剤師が施設において調剤を行う場合には、薬剤師法の規定により調剤所が必要です。
- 4 設置が義務付けられている施設のほか、家族相談室、ボランティア・ルーム、家族介護教室は、介護老人保健施設の性格等からみて設置が望ましいので、余力がある場合には、その設置につき配慮してください。

◇ ユニット型介護老人保健施設

区 分	基 準
ユニット	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニット定員 原則としておおむね 10 人以下、15 人を超えない（令和3年4月1日改正） ※当分の間、定員 10 人を超えるユニットを整備する場合は、ユニット型施設における夜間及び深夜を含めた介護職員及び看護職員の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めること
療養室	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室定員 1 人（必要と認められる場合は 2 人可） ・いずれかのユニットに属し、共同生活室に近接して一体的の設置 ・療養室面積 10.65 m²以上（2 人居室の場合は 21.3 m²以上） ・ブザー等を設置 ・ユニットに属さない療養室を改修した場合は、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。
共同生活室	<ul style="list-style-type: none"> ・いずれかのユニットに属し、当該ユニットの入居者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状 ・定員数×2 m² 以上 ・必要な設備及び備品を備える。
洗面設備、便所	<ul style="list-style-type: none"> ・療養室ごとに設置、又は共同生活室ごとに適当数設置 ・要介護者に適したもの(便所にはブザー等の設置必要)
機能訓練室	<ul style="list-style-type: none"> ・定員数×1 m² 以上 ・必要な器械、器具を備える。
浴室	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護者に適したもの
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ・片廊下は 1.8m 以上、中廊下は 2.7m 以上 （廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合は、片廊下は 1.5m 以上、中廊下は 1.8m 以上で差し支えない）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・消火設備等非常災害に際しての必要設備

《 留 意 事 項 》

【ユニット】

- 1 ユニットの入居定員は、原則として 10 人以下ですが、これについての特例は次のとおりです。

特例のケース	ユニット定員
各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するのに支障がないと認められる場合	15 人まで

- 2 利用者が、自室のあるユニットを超えて広がりのある日常生活を楽しむことができるよう、他のユニットの入居者と交流したり、多数の入居者が集まったりすることのできる場所を設けることが望ましい。
- 3 ユニットは、居宅に近い居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うというユニットケアの特徴を踏まえたものでなければなりません。

【療養室】

- 1 療養室定員は 1 人ですが、夫婦で療養室を利用する場合等、サービスの提供上必要と認められる場合は、2 人部屋とすることができます。

2 療養室の床面積について

a ユニット型個室

床面積は 10.65 m²以上(療養室内に設置された洗面設備、便所がある場合、洗面設備の面積を含み、便所の面積を除く)とします。

b ユニット型個室の多床室(旧:ユニット型準個室)(令和3年4月1日改正の経過措置)

- ・ユニットに属さない療養室を改修してユニットを造る場合であり、床面積は 10.65 m²以上(居室内に設置された洗面設備等については、aと同じ)とします。ただし、2人居室の場合は 21.3 m²以上とします。
- ・改修の場合にも aの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類されます。
- ・壁は家具等のような可動的のもので室内を区分しただけでは不可とします。(可動でないもの、プライバシーの確保に適切な素材)
- ・多床室を仕切った窓のない部屋は不可とします。
- ・療養室への入口が複数の部屋で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎない場合は不可とします。

【共同生活室】

- 1 「入所者が交流し共同で日常生活を営むのにふさわしい形状」とするには、次の2つの要件を満たす必要があります。
 - a 他ユニットの入居者が当該共同生活室を通過することなく施設内の他の場所に移動することができること。
 - b 当該ユニットの入居者全員とその介護等を行う従業者が一度に食事をしたり、談話等を楽しんだりできるための備品を備え、車椅子が支障なく通行できる形状であること。
- 2 要介護者が食事をしたり、談話等を楽しんだりするのに適したテーブル、椅子等の備品を備えること。
- 3 簡単な流し、調理設備を設けることが望ましいです。

【洗面設備、便所】

洗面設備及び便所は、それぞれ居室ごとに設けることが望ましいが、共同生活室ごとに適当数設けることとしても差し支えありません。

この場合、共同生活室内の一か所に集中するのではなく、二か所以上に分散して設けることが望ましいです。

居室ごと設ける方式と共同生活室ごとに設ける方式とを混在させても差し支えありません。

【浴室】

浴室は、療養室のある階ごとに設置することが望ましいです。

【廊下】

廊下の幅の規制が緩和される「廊下の一部の幅の拡張により、円滑な往来に支障がない場合」とは、アルコーブを設けることなどにより、入居者、従業者等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定しています。

「中廊下」とは、廊下の両側に居室、共同生活室等入所者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいいます。

◇ サテライト型小規模介護老人保健施設等

① サテライト型小規模介護老人保健施設

本体施設の施設を利用することにより当該サテライト型施設及び当該本体施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、▲のついた施設を有しないことができます。

② 医療機関併設型小規模介護老人保健施設

併設される介護医療院又は病院若しくは診療所の施設を利用することにより、当該医療機関併設型小規模介護老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入所者及び入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、▲の施設を有しないことができます。

施設名	サテライト型小規模老健	医療機関併設型小規模老健
療養室		
診察室		
機能訓練室		▲
談話室		▲
食堂		▲
浴室		▲
リハビリテーションルーム		▲
洗面所		▲
便所		▲
サービス・ステーション		▲
調理室	▲	▲
洗濯室又は洗濯場	▲	▲
汚物処理室	▲	▲

3 運営基準

運営に当たっての主な基準です。

区 分	基 準
利 用 料 等	1 介護保健施設サービスの利用料（介護報酬の1割～3割） 2 法定代理受領サービスに該当しない場合の利用料（介護報酬の10割相当） 3 食事の提供に要する費用 4 居住に要する費用 5 入所者の選定による特別な療養室の提供に伴う費用 6 入所者の選定による特別な食事の提供に伴う費用 7 理美容代 8 その他日常生活費
運 営 規 程	施設ごとに次に掲げる重要事項に関する規程を定めること。 1 施設の目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 入所定員 4 介護保健施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額 5 施設の利用に当たっての留意事項 6 非常災害対策 7 虐待の防止のための措置に関する事項（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 8 その他運営に関する重要事項
勤 務 体 制	1 適切な介護保健施設サービスを提供できるよう従業者の勤務の体制を定めること 2 入所者の処遇に直接影響を及ぼさない業務は外部に委託することができる 3 全ての従業者（看護師、介護福祉士等の資格を有する者その他これに類する者を除く）に対し、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること（新たに採用した従業者は、採用後1年間の猶予期間あり）（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 4 職場におけるハラスメントにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確化する等、必要な措置を講じること
業 務 継 続 計 画 の 策 定 等	感染症や災害が発生した場合にあっても、入所者が継続してサービスの提供を受けられるための計画を策定するとともに、必要な研修及び訓練を実施しなければならない。（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
栄 養 管 理	各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行うこと（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 1 医師等多職種の者が共同して栄養ケア計画を作成 2 計画に従い、管理栄養士が栄養管理を実施し、栄養状態を定期的に記録 3 計画の進捗状況を定期的に評価・見直し
口 腔 衛 生 管 理	口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行うこと（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務） 1 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対し、年2回以上、技術的助言及び指導（歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯） 2 技術的助言及び指導に基づき、管理体制に係る計画を作成、定期的に見直し

<p>身体的拘束等</p>	<p>入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。</p> <p>身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。</p> <p>身体的拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 身体的拘束等の適正化のための指針の整備すること 3 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること
<p>非常災害対策</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設周辺の環境を踏まえて、かつ、地震、風水害、火災その他非常災害の種別に応じて、非常災害に対する具体的な計画を立てること。 2 非常災害時の関係機関への通報・連携体制、避難・誘導体制を整備すること 3 非常災害に対する計画、体制について、従業者へ定期的に周知すること 4 避難、救出等の訓練を定期的実施すること 5 訓練を行うに当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるとともに、地域で実施される防災訓練に参加する等地域との連携に努めること 6 従業者を防災に関する研修に参加させる等従業者の防災教育に努めること 7 非常災害に備え食料、飲料水その他生活に必要な物資の備蓄に努めること
<p>衛生管理等</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可）を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること 3 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）
<p>事故発生の防止と対応</p>	<p>事故が発生した場合には、市町村、その利用者の家族等に連絡をするとともに、次に掲げるもののほか必要な措置を講じること。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事故発生防止のための指針を整備すること 2 事故発生時の報告と、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること 3 事故発生防止のための委員会（テレビ電話装置等の活用可）及び従業者に対する研修を定期的実施すること 4 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと（※担当者の配置は、経過措置により令和3年9月30日までは努力義務）
<p>虐待の防止</p>	<p>虐待の発生、その再発を防止するため、次の措置を講じなければならない。（※経過措置により、令和6年3月31日までは努力義務）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができる）を定期的開催し、その結果を従業者に周知徹底すること 2 虐待の防止のための指針を整備すること 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること 4 1～3を適切に実施するための担当者を置くこと

協 力 病 院	1 協力病院 入所者の病状の急変等に備え、あらかじめ定めておくこと 2 協力歯科医療機関 あらかじめ定めておくよう努めること
掲 示	施設の見やすい場所に次に掲げる重要事項を掲示等すること。 1 運営規程の概要 2 従業者の勤務の体制 3 協力病院 4 利用料その他サービスの選択に資すると認められる重要事項
苦 情 処 理 体 制	入所者及びその家族からの苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

4 その他

ここに記載した基準は、次の基準等から主な事項を抜粋したものです。介護保険法令のほか、これらの基準等を確認してください。

- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
(平成 11 年厚生省令第 40 号)
- ・ 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について
(平成 12 年 3 月 17 日付け老企 44)
- ・ 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する条例
(平成 25 年静岡県条例第 26 号)
- ・ 介護老人保健施設の施設、人員並びに設備及び運営の基準に関する規則
(平成 25 年静岡県規則第 11 号)

厚生労働省基準省令、解釈通知 → <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>

静岡県条例、規則

→ <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-240/kaigo/kaigoshidou-kijunnjyorei0328.html>

Ⅲ 介護給付費算定に係る基準等

1 施設等の区分

区 分	施設基準
(ユニット型)介護老人保健施設 (I)	<p style="text-align: center;">基本型</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（短期入所利用者及び本体入所者）の数に対し3：1以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 ・ 入所者の居宅への退所時に、当該入所者等に対して退所後の療養上の指導を行っていること ・ 退所者の退所後 30 日以内に退所者の居宅を訪問する等、退所者の在宅生活が継続する見込みであることを確認し、記録すること ・ 入所者に必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること ・ 当該施設の医師が、理学療法士等に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと ・ 「在宅復帰・在宅療養支援等指標」が20以上であること
在宅強化型	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（短期入所利用者及び本体入所者）の数に対し3：1以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。 ・ 入所者の居宅への退所時に、当該入所者等に対して退所後の療養上の指導を行っていること ・ 退所者の退所後 30 日以内に退所者の居宅を訪問する等、退所者の在宅生活が継続する見込みであることを確認し、記録すること ・ 入所者に必要なリハビリテーションを計画的に行い、適宜その評価を行っていること ・ 当該施設の医師が、理学療法士等に対し、入所者に対するリハビリテーションの目的に加えて、リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準、リハビリテーションにおける入所者に対する負荷等のうちいずれか一以上の指示を行うこと ・ 「在宅復帰・在宅療養支援等指標」が60以上であること ・ 地域に貢献する活動を行っていること ・ 入所者に対し少なくとも週3回程度のリハビリテーションを実施していること
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者等（短期入所利用者及び本体入所者）の数に対し3：1以上 ・ 人員基準欠如に該当しないこと。

2 夜勤勤務条件の基準

区分	基準
基準型	<p><介護保健施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 夜勤を行う看護職員又は介護職員が2以上(入所者数が40人以下の場合、常時緊急時の連絡体制を整備している場合は1以上) <p><ユニット型介護保健施設、ユニット型小規模介護保健施設の場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 2のユニットごとに夜勤を行う介護又は看護職員が1人以上 令和3年4月1日以降に、入居定員が10を超えるユニットを整備する場合には、2ユニットごとに1人の配置に加えて、当該2ユニットにおいて夜勤時間帯に勤務する別の従業者の1日の勤務時間数の合計を16で除して得た数が、入居者の合計数が20を超えて2又はその端数を増すごとに0.1以上となるように介護職員又は看護職員を配置するよう努めること
減算型	<p>基準の員数を満たさない日(暦月)が、</p> <p>①2日以上連続して発生 又は ②4日以上発生</p>

《留意事項》

【入所者数】

入所者数の算出は、人員基準における入所者数の算出方法を準用します。
この場合、「小数点第2位以下切り上げ」を「小数点以下切り上げ」とします。

【夜勤時間帯】

夜勤を行う時間帯とは、午後10時から翌日の午前5時までの時間を含めた連続する16時間をいい、原則として事業所において定めます。

【1日平均夜勤職員数】

暦月ごとに夜勤時間帯における延夜勤時間数を、当該月の日数に16を乗じて得た数で除することにより算定します(小数点第3位以下切捨て)。

3 減算

次の減算基準に該当する場合の介護給付費は、所定単位数の70%となります。

◇ 定員超過

所定単位数の減算基準	減算適用時期
月平均の入所者数が入所定員を超えた場合	翌月から解消月まで

◇ 人員基準欠如

所定単位数の減算基準	適用時期
「介護職員、看護職員」が人員基準に定める員数を置いていない	<p>① 1割を超えて減少 → 翌月から解消月まで</p> <p>② 1割の範囲内で減少 → 翌々月から解消月まで</p> <p>(②は翌月末日までに基準を満たせば適用しない)</p>

「医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員」が人員基準に定める員数を置いていない	翌々月から解消月まで (翌月末日までに基準を満たせば適用しない)
---	-------------------------------------

4 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算

介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算については、算定を受けようとする月の前々月の末日までに介護職員（等特定）処遇改善加算届出書等の提出が必要です。

5 その他

これ以外の介護給付費の算定に関しては、

指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年厚生省告示第 21 号）

を確認してください。

→ <https://www.mhlw.go.jp/hourei/index.html>